

**平成29年度
第1回大分県自立支援協議会**

**日時：平成29年11月7日（火）
場所：大分県庁舎 新館133会議室**

大分県福祉保健部障害福祉課

議 題

- 1 大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について 1
- 2 大分県障がい福祉計画（第4期）進捗状況及び大分県障がい福祉計画
（第5期）の策定について 別冊
- 3 障害者総合支援法等の改正について 17
- 4 その他 22

議題 1

大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組について

○ 平成28年度市町村自立支援協議会の成果

- 大分市 地域生活支援拠点等整備推進(モデル)事業に係る協議会等に参画【生活支援部会】
「就労ピアサポートサロンおおいた」の開催【就労支援部会】
- 別府市 放課後等デイ、日中一時のリーフレットを作成【障がい児支援部会】
個々の就労支援について、支援会議を随時実施【就労支援部会】
- 中津市 障がい者就職面接会、中小企業家合同連絡会の開催【就労支援部会】
移動支援(タクシー券など)について検討【地域生活支援部会】
- 日田市 企業への雇用啓発会議の開催【就労部会】
- 佐伯市 余暇活動の場「憩いの場」の運営【地域生活支援部会兼合同部会】
JR佐伯駅のバリアフリー化について協議【権利擁護・虐待防止部会】
- 臼杵市 就労関係情報誌(ワークマガジン)の発行【就労部会】
- 津久見市 企業訪問・3市合同ふれあい懇談会の開催(佐伯市、臼杵市)【就労支援部会】
- 竹田市 接遇研修の実施【就労支援部会】
障がい児者家族交流会の開催【地域生活支援部会】

○ 平成28年度市町村自立支援協議会の成果

- 豊後高田市 ふるさと納税返戻品として障害者施設で生産した野菜や、その他サービスを
提供し、就労促進や工賃向上に取り組んだ【就労支援部会】
- 杵築市 障害者差別解消法及び大分県づくり条例を踏まえた杵築市条例の制定に向
けて取り組んだ
- 宇佐市 夏休み等日中一次支援事業「すきっぷ」の実施【療育・教育支援部会】
就労カフェの開催【就労支援部会】
- 豊後大野市 機関紙を作成し市内全戸配布を行った【在宅・当事者部会(児童の部)】
- 由布市 由布市の課題の検討について
- 国東市 空港で市内事業所のパネル展示、即売会の実施【就労支援部会】
地域移行支援のための研修会を実施【地域移行支援部会】
- 日出町 YOU&あいサンフェスタの開催(杵築市・国東市と共同)
- 九重町 } グループホームの視察研修【住むこと部会】
- 玖珠町 } 発達障がいについて保健師との意見交換【地域生活支援部会】

○ 専門部会の状況

東部					中部				南部	豊肥		西部			北部		
別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市
就労支援部会	条例制定作業部会	相談窓口部会		日出町就労支援部会	生活支援部会	就労部会	地域環境部会	こども支援部会	地域生活支援部会兼合同部会	就労支援部会	在宅当事者部会【成人】	住むこと部会	住むこと部会		就労支援部会	地域生活支援部会	地域生活支援部会
子ども支援部会		就労支援部会			就労支援部会	地域生活部会	地域生活部会	くらし支援部会	こども支援部会	地域生活支援部会	在宅当事者部会【児童】	就労部会	広報部会		地域生活支援部会	就労支援部会	就労支援部会
当事者部会		地域移行支援部会			子ども部会	相談支援部会	児童部会	しごと支援部会	就労支援部会		施設部会	子ども部会			相談支援部会	子ども部会	療育教育支援部会
地域生活支援部会		地域生活支援部会			差別解消推進部会	児童部会	就労支援部会		権利擁護虐待防止部会		相談支援部会	相談部会			こども部会		相談支援部会
									サービス等利用計画部会			くりえいたす					課題抽出会議

3

○平成28年度市町村自立支援協議会開催回数

(H29. 4. 1時点)

市町村名	東部					中部				南部	豊肥		西部			北部		
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市
全体会	4	4	1		2	2	4	1	1	2	2	1	2	2	2	2	1	3
定例会	12	12	4		12					2			6	3	3			3
事務局会議	16		12				6	1	3	3	12	10	12	3	3			6
専門部会	43	9	42		2	6	42	29	3	46	12	34	24	6	6	25	10	16

平成28年度大分県自立支援協議会 開催状況等について

■平成28年度市町村自立支援協議会担当者会議(H28. 8. 22)

【議題】

- (1) 自立支援協議会の開催状況等について
 - ・平成27年度大分県自立支援協議会の開催状況について
 - ・市町村自立支援協議会の開催状況等について
- (2) 精神保健医療福祉行政における地域移行の取組について
- (3) 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の制定について
- (4) 第33回国民文化祭・大分2018
第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会基本構想について
- (5) その他情報提供

■第1回地域移行専門部会(H28. 10. 6)

【議題】

- (1) 地域移行専門部会の協議内容の報告と今後の方向性について
- (2) 精神障がい者地域移行ワーキングの協議内容と今後の方向性について
- (3) 大分県障がい福祉計画(第4期) 平成27年度実績報告
- (4) 地域移行・地域定着支援事例集について

■第1回精神障がい者地域移行ワーキング(H28. 8. 1)

- ・平成28年度ワーキングでの取組についての検討

■第1回大分県自立支援協議会(H28. 11. 10)

【議題】

- (1) 市町村及び大分県自立支援協議会の取り組み
 - ・市町村自立支援協議会の取り組み
 - ・大分県自立支援協議会の取り組み
 - ・地域移行専門部会及び精神障がい者地域移行ワーキングの取り組み
- (2) 第4期大分県障がい福祉計画 平成27年度実績報告書
- (3) 「全国障害者芸術・文化祭おおいた大会開催」に向けて
- (4) 重症心身障がい児者の在宅支援体制の推進について
- (5) 障がい者支援における課題

- 第2回精神障がい者地域移行ワーキング(H28. 11. 7)
 - ・「退院前訪問指導」「クライシスプラン」の普及啓発に向けた取組の検討
 - ・地域相談支援の充実に向けて、相談支援専門員等を対象とした研修等の企画

- 第1回相談支援・研修部会(H29. 1. 19)
 - 【議題】
 - (1) 県内アドバイザー派遣活用方法について
 - (2) 相談支援従事者の人材育成のあり方について

- 第2回地域移行専門部会(H29. 2. 10) 荒天のため中止
 - 【議題】
 - (1) 地域移行支援・地域定着支援事例集(案)
 - (2) 各市町村地域移行・地域生活支援関係課題について

- 第3回精神障がい者地域移行ワーキング(H29. 2. 24)
 - ・平成29年度の取組について検討
 - ・平成28年度630調査の結果について

- 第2回大分県自立支援協議会(H29. 2. 27)
 - 【議題】
 - (1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
 - (2) 第5期障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる基本指針(案)について
 - (3) その他報告事項
 - ・「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)
 - ・障がい者差別解消・権利擁護推進事業

平成29年度大分県自立支援協議会 開催状況等について

■ 第1回相談支援・研修部会（H29. 4. 28）

【議題】

- (1) 県内アドバイザー派遣事業要綱(案)について
- (2) 平成29年度相談支援国研修派遣候補者について
- (3) その他情報提供
 - ・広島県自立支援協議会「相談支援・研修部会」平成28年度報告書
 - ・地域共生社会の推進と地域包括ケアシステムの構築に向けて

■ 平成29年度市町村自立支援協議会担当者会議（H29. 5. 30）

【議題】

- (1) 自立支援協議会の開催状況等について
 - ・平成28年度大分県自立支援協議会の開催状況について
 - ・市町村自立支援協議会の開催状況等について
- (2) 大分県障がい者相談支援県内アドバイザーについて
- (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
 - ・市町村の取組事例について

■ 第2回相談支援・研修部会（H29. 7. 14）

【議題】

- (1) 市町村自立支援協議会相談部会の活性化と連携について
- (2) 大分県相談支援従事者の研修状況について
- (3) その他
 - ・今後の開催等について

■ 平成29年度第1回精神障がい者地域移行ワーキング（H29. 7. 27）

【議題】

- (1) 精神障がい者地域移行ワーキングについて
- (2) 平成28年度ワーキングの振り返り
- (3) 復命 平成29年度地域移行担当者等会議
- (4) 検討 平成29年度ワーキングの取組
 - ・ピアサポーター養成について
 - ・相談支援専門員向け研修会の企画について
 - ・地域移行支援の報酬調査について

■平成29年度第2回精神障がい者地域移行ワーキング(H29. 9. 26)

【議題】

- (1)相談支援専門員向け研修会の企画について
- (2)ピアサポーターの養成について
- (3)その他
 - ・平成30年度の障がい福祉サービスの報酬改定について

■第1回地域移行専門部会(H29. 10. 23)

【議題】

- (1)平成28年度地域移行専門部会の協議内容の報告と今後の方向性について
- (2)平成28年度精神障がい者地域移行ワーキングの協議内容の報告と今後の方向性について
- (3)大分県障がい福祉計画(第4期)平成28年度実績報告及び大分県障がい福祉計画(第5期)骨子について
- (4)地域移行、地域定着支援について意見交換
 - ・関係機関等との連携における課題
 - ・住まいの問題について

大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援をおこなうことにより地域における相談支援体制等の整備を推進することを目的とする。

(業務内容)

第2条 本事業のアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、関係機関と協力し、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 第6条の派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等をおこなうこと
 - ア 協議会の運営支援に関すること
 - イ 地域で対応困難な事例に関すること
 - ウ 相談支援専門員のスキルアップに関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- (2) 相談支援専門員の人材育成に関する企画に参画すること
- (3) その他、大分県自立支援協議会相談支援・研修部会にて協議をおこない必要と認めた業務

(連携)

第3条 本事業の運営にあたっては、市町村の他、必要な関係機関・団体と連携・協力しながら事業を推進する。

(アドバイザーの登録)

第4条 大分県自立支援協議会相談支援・研修部会長（以下、「部会長」という。）は、次の各号に該当するものの中からアドバイザーを選任する。また、アドバイザー名簿を作成し、必要に応じて情報開示をおこなうものとする。

- (1) 地域における相談支援体制整備について実績を有するもの
- (2) 相談支援その他の障がい者等の支援について相当期間の経験及び見識を有するもの
- (3) 所属団体・機関等の利益に優先し、障害者ケアマネジメントの資質向上のために尽力できるもの

(派遣申し込み)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書(様式1)を作成し、機関が所在する市町村の市町村障がい福祉主管課長あてに提出する。

2 市町村障がい福祉主管課長は前項の申し込みに意見を付し、部会長に提出する。

(派遣決定)

第6条 部会長は、前条第2項の提出があった場合、第1条の目的及び第2条の業務内容に合致するかを判断し、アドバイザー派遣をおこなう。

(報告及び連絡、調整)

第7条 部会長は、第2条の業務について、報告を受け、連絡及び調整を図るため、アドバイザーが出席する会議を招集し、開催する。

2 部会長は、大分県自立支援協議会において、活動報告をおこなう。

(秘密の保持)

第8条 本事業実施にあたって、関係者は個人情報の保護に万全を期し、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

(運営)

第9条 本事業については、事業運営の委託をおこなうことができる。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

県内アドバイザー名簿

氏名	所属	職	地域	アドバイス可能な分野						派遣可能地域	
				自立支援協議会	相談支援	就労	療育	発達障がい	当事者		その他
首藤 辰也	社会福祉法人別府発達医療センター 地域支援センターほっと	相談支援専門員	別府市	○	○						県内全域
神志那 久美	社会福祉法人紫雲会 サポートセンターサライ	相談支援専門員	豊後大野市		○						竹田市、豊後大野市
石川 博一	社会福祉法人清流会 相談支援事業所「ルポース」	相談支援専門員	宇佐市	○	○						県内全域
石松 聡美	社会福祉法人 すぎのこの村 相談支援事業所 Beeすけっと	相談支援専門員	日田市	○	○			○			派遣区域については別途相談
橋本 和美	社会福祉法人別府養護医療センター 地域療育連携室		別府市		○		○			主に児童ケースに対応	
五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター「イコール」	センター長	大分市				○	○			県内全域
小川 由夏	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 障害者就業・生活支援センターじゃんぶ		佐伯市			○					派遣区域については別途相談
朝倉 恵子	諏訪の杜病院 どんぐりの杜クリニック	大分県高次脳機能障がい支援コーディネーター	大分市					○		高次脳機能障害	県内全域
荒巻 成志	社会福祉法人 由布市社会福祉協議会	相談支援専門員	由布市	○	○					地域福祉	県内全域
佐藤 任孝	大分県発達障がい者支援センター	発達障がい者地域支援マネージャー	大分市		○			○			県内全域
宮迫 賢太郎	ロイヤルクリナー株式会社 リファイン大分	代表取締役	豊後大野市			○					大分市
佐藤 英毅	障害福祉サービス事業所 つわぶき園	利用者	大分市	○	○		○		○		県内全域
小野 泰史	大分県教育庁特別支援教育課	課長補佐	大分市					○			大分市 佐伯市

地域移行・地域定着支援事例集(案)

大分県自立支援協議会
地域移行専門部会

目 次

I 事例集の趣旨等

- 1 事例集の趣旨、利用方法
- 2 地域移行支援・地域定着支援とは

II 大分県の現状

- 1 障がい者手帳所持者数
 - ①身体障害者手帳所持者数
 - ②療育手帳所持者数
 - ③精神保健福祉手帳所持者数
(参考) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数
- 2 地域移行・地域定着支援等の状況について
 - ①地域移行・地域定着支援サービス利用実績
- 3 精神科病院及び在院患者の状況について
 - ①精神科病院の病床数・病棟数
 - ②専門病棟等別の病棟数・病床数
 - ③精神科病院 従事者数
 - ④精神科病院在院患者数(年齢階級別)
 - ⑤精神科病院在院患者数(入院形態別)

III 地域移行支援・地域定着支援事例

- 1 地域移行支援のながれ
- 2 事例
 - (1) 自宅生活への不安が強かった事例
 - (2) 地域とのトラブルが入院のきっかけとなった事例
 - (3) 情緒が不安定でトラブルを起こしやすい事例

IV Q&A

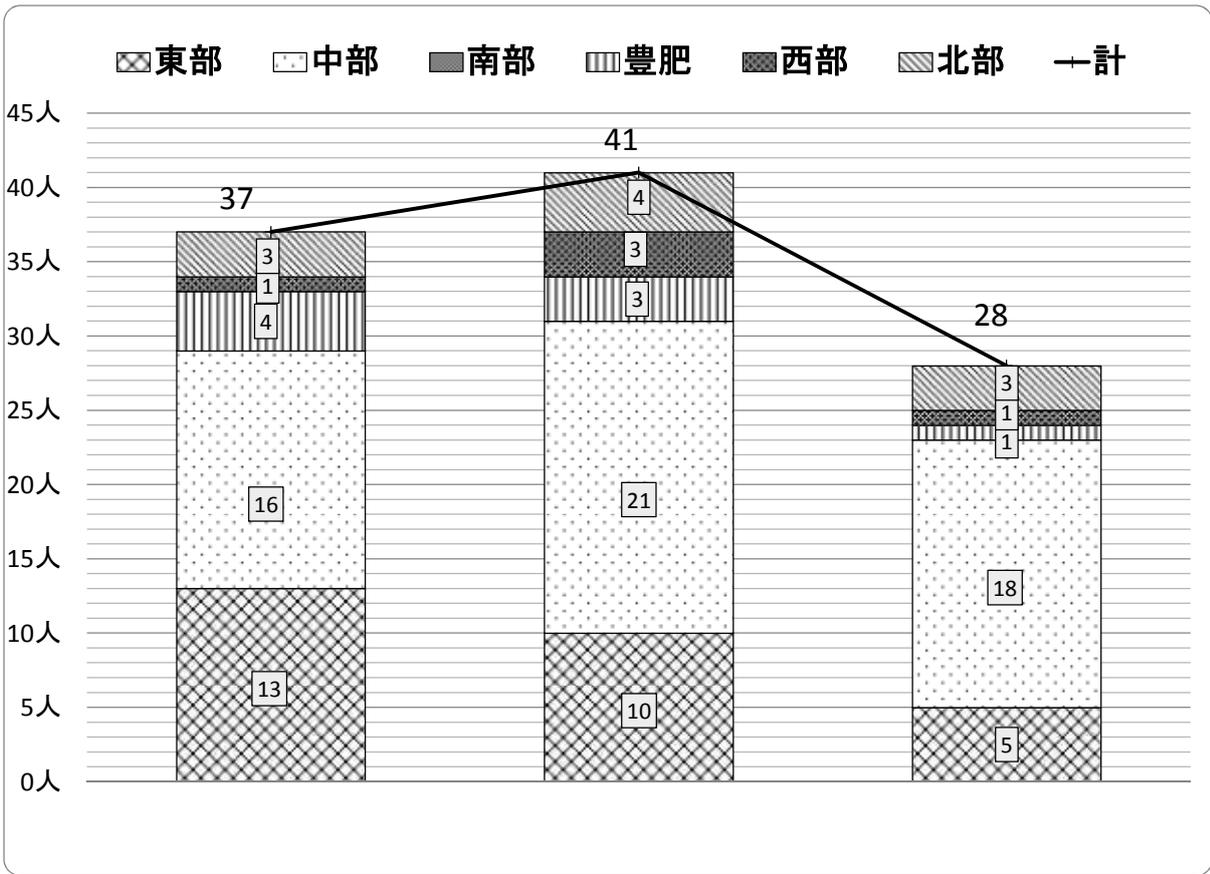
地域移行支援・地域定着支援に係る Q&A

平成 28 年度 精神障がい者地域移行ワーキングの取組

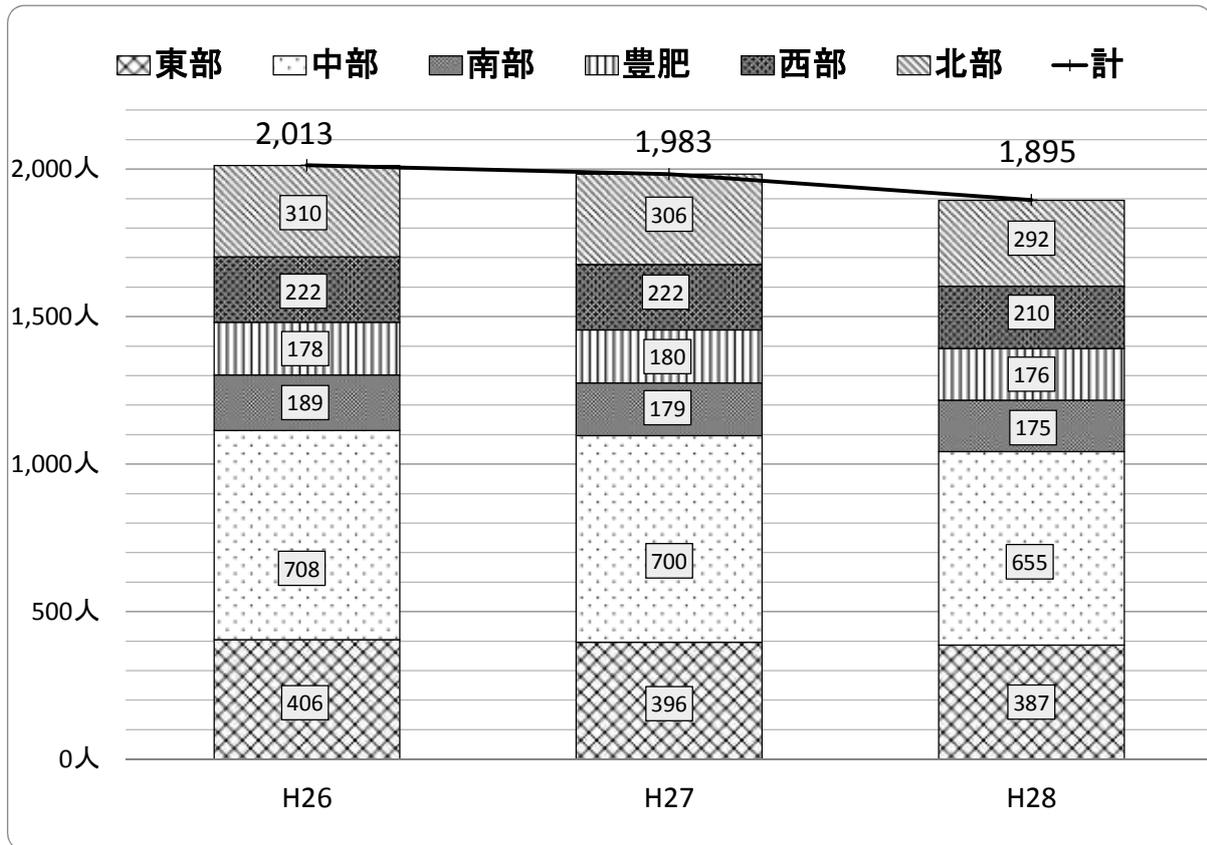
<p>目 的</p>	<p>精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行及び地域定着の促進、並びに精神障がい者が地域で安心して暮らせる体制の整備について検討を行い、地域移行及び地域定着を推進する。</p>
<p>構成員</p>	<p>メンバー：11 名 (所属：精神科病院、相談支援事業所、相談支援機関、市町村、保健所)</p>
<p>H28 年度 事業実績</p>	<p>【検討経過】 第 1 回 (H28. 8. 1) 28 年度ワーキングでの取組についての検討</p> <p>第 2 回 (H28. 11. 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『退院前訪問指導』『クライシスプラン』の普及啓発に向けた取組の検討 ・地域相談支援の充実に向けて、相談支援専門員等を対象とした研修等の企画 <p>第 3 回 (H29. 2. 24) 29 年度の取組について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 630 調査の結果について <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院と地域援助事業者との連携に係る現状、課題を整理することで、今後連携を強化するためのツールとして『退院前訪問指導』『クライシスプラン』の活用、普及を行った。 ・地域相談の充実に向け、指定一般相談支援事業所へのアンケート調査等を通じて事業所の現状を把握できたことで、今後の相談支援体制の整備に向けた研修会を企画できた。 ・その他、ワーキングメンバーが精神科病院出張研修の講師となり地域の支援体制について病院職員へ情報提供を行った。
<p>H29 年度 事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退院前訪問指導・クライシスプランの普及に向けた取組について ・地域相談支援の充実に向けて、相談支援専門員等を対象とした研修等の企画 ・ピアサポーターの養成に向けた協議

	地域生活移行者数(人)			施設入所者数(人)			一般就労移行者数(人)		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
東部圏域	13	10	5	406	396	387	19	10	12
中部圏域	16	21	18	708	700	655	45	48	56
南部圏域	0	0	0	189	179	175	2	8	1
豊肥圏域	4	3	1	178	180	176	6	3	5
西部圏域	1	3	1	222	222	210	5	11	7
北部圏域	3	4	3	310	306	292	14	21	10
合計	37	41	28	2,013	1,983	1,895	91	101	91

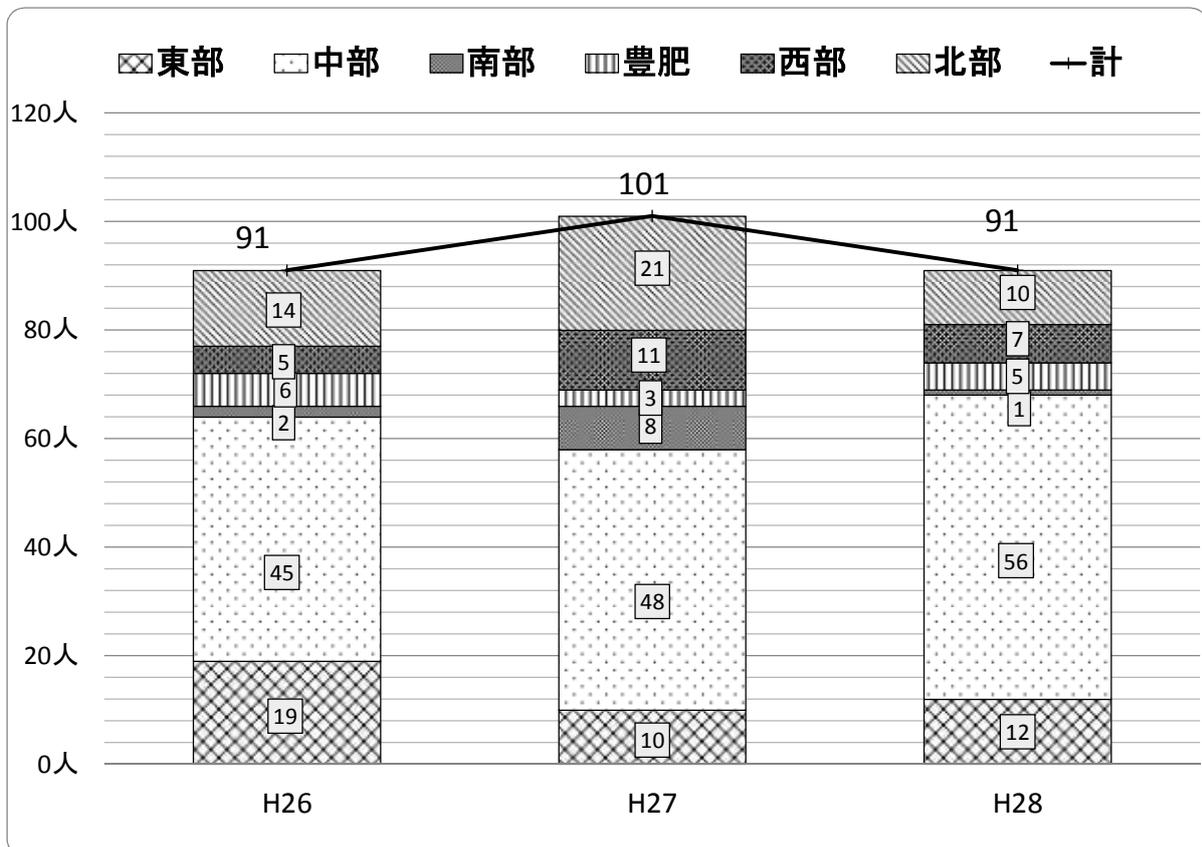
〈地域生活移行者数〉



〈施設入所者数〉



〈一般就労移行者数〉



議題 2

大分県障がい福祉計画（第 4 期）の進捗状況及び
大分県障がい福祉計画（第 5 期）の策定について

議題 3

障害者総合支援法等の改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要） →平成28年5月25日成立、同年6月3日公布

趣旨

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

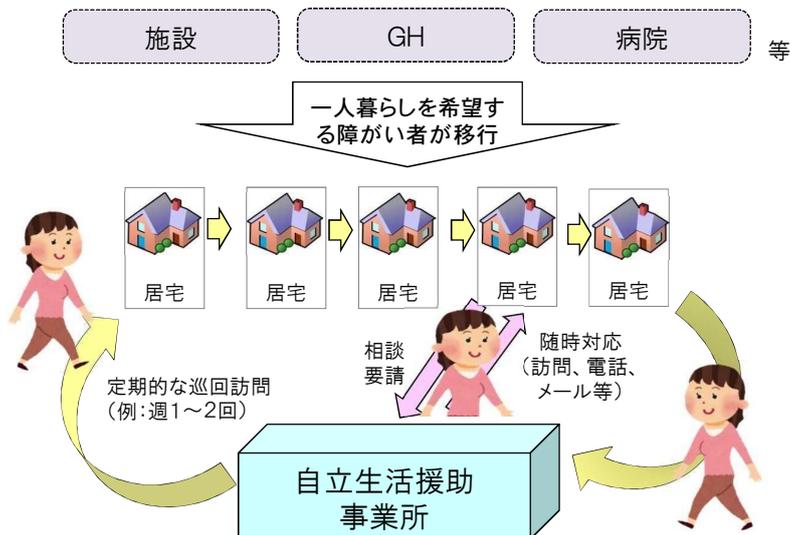
- 障がい者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者の中には、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

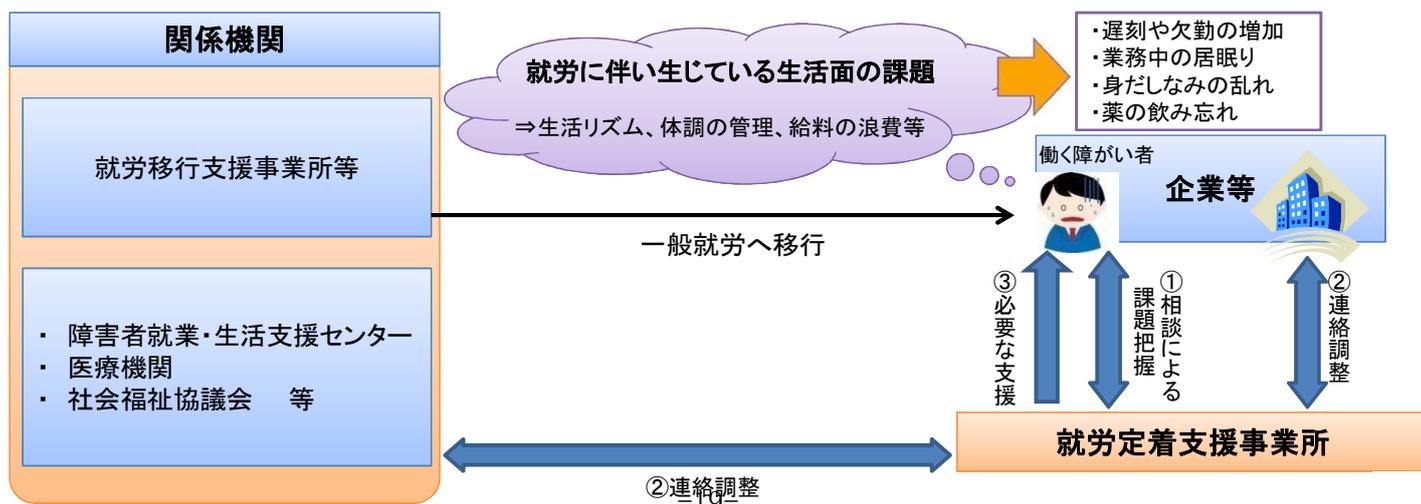
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施



地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け）

見直し内容

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行



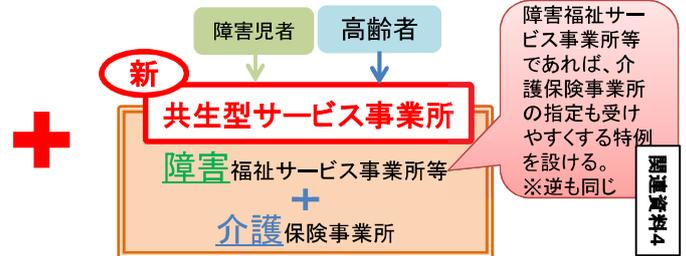
【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する。（「居宅訪問型児童発達支援」）

対象者

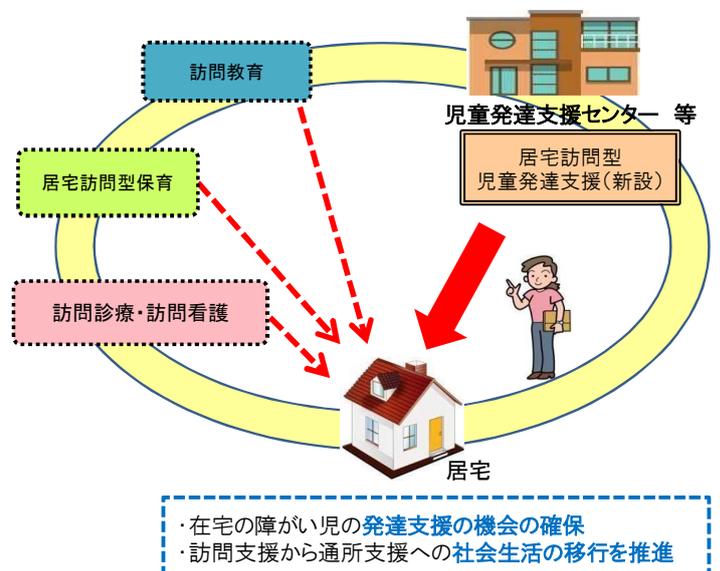
- 重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

支援内容

- 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



保育所等訪問支援の支援対象の拡大

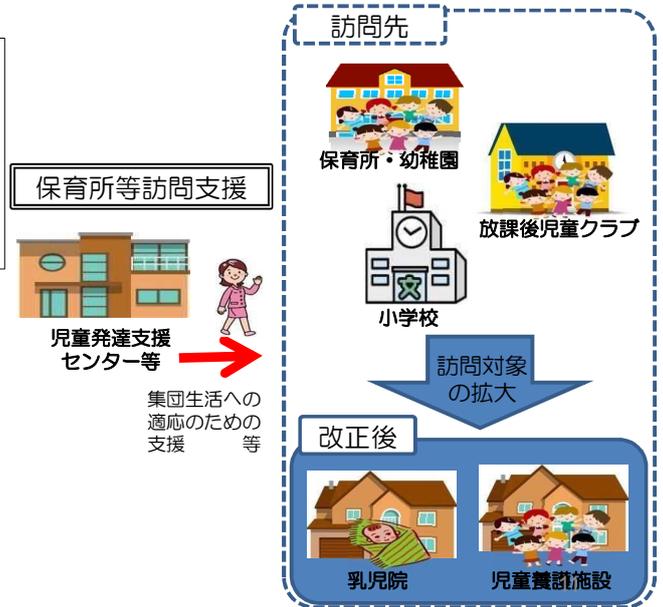
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障がい児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障がい児を対象者として追加
 - ※現在の対象者は、以下の施設に通う障がい児
 - ・保育所、幼稚園、小学校 等
 - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障がい児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



大分県障がい福祉計画【第5期】素案の概要（第1章～第3章）

H29.11.7

	内 容		内 容
第1章 計画の趣旨等	1 計画の趣旨と性格 2 計画期間等 3 圏域の設定（障がい福祉圏域）	第3章	（4）芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進 ① 障がい者スポーツの振興 ② 障がい者の芸術文化活動に対する支援 ・平成30年全国障害者芸術・文化祭の開催 ・大会を通じた、障がい者の作品の評価・発掘と展示・発表機会の創出 ・県内全市町村で実施する障がい者アート事業の大会の後の継承 ・身近な地域での芸術文化活動を通じた障がいに対する理解の促進 【成果目標と活動指標】 ・福祉施設からの地域生活移行（施設入所者数、地域生活移行者数） ・精神科病院からの地域生活移行（退院率、長期入院患者数） ㊦ 障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 (㊦：新規取組項目)
第2章 障がい福祉施策の現状及び課題	1 大分県の障がい者の状況（各種手帳所持者数の推移、県内の障がい者数） 2 第4期計画の進捗状況及び今後の課題 ・福祉施設からの地域生活移行（施設入所者削減数、地域生活移行者数） ・精神科病院からの地域生活移行（退院率、長期入院在院者数） ・福祉施設から一般就労への移行者数 ・就労移行支援事業所の就労移行率 ・障がい者雇用率全国順位 ・障がい者の平均工賃（月額・時間額） ・発達相談支援につながった未就学児数	障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進	
第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進	1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進 （1）障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進 ① 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上 ・企業・業界団体に対する研修会の開催、各種イベントを通じた理解の促進 ・遠隔手話通訳サービスなどICT技術を活用した新たな意思疎通支援 ・ヘルプカードの配布及び周知・啓発 ・常設相談窓口として、大分県障がい者差別解消・権利擁護センターの活用 ② 障がい者に対する虐待の防止 ・ 県及び市町村における虐待通報に対する相談体制の整備 ・虐待防止キャンペーン活動等による普及啓発 （2）サービス提供基盤の整備 ① 各種研修の実施 ② 第三者評価の促進 ③ 事業者における苦情解決体制の整備 ④ 障がい福祉サービス等の情報公表制度の導入 （3）地域生活への支援 ① 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神障害者の地域移行・地域定着に対する支援体制の充実 ・精神科病院と相談支援事業所等による連携体制の構築 ② 発達障がい者への支援 ③ グループホーム等地域生活における住まいの場の整備促進 ④ 地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援 ⑤ 矯正施設から退所した障がい者への支援 ⑥ 災害時に配慮を要する障がい者への支援 ⑦ 移動に対する支援	2 障がい者の就労支援 （1）障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実 ① 企業等に対する障がい者雇用の促進 ・障がい者雇用アドバイザーによる全業種の企業等訪問を通じた、仕事の切り出しやマッチング支援等の取組強化 ・就労移行支援事業所等からの人材の掘り起こし ② 障がい者雇入れ体験などによる就労の円滑化 ③ 障がい者の定着支援 ④ 知的障がい者、精神障がい者の雇用促進 ・雇用を希望する企業等に対する研修の実施及び雇用後の支援 （2）障がい者の工賃向上のための支援の充実 ① 共同受注、共同販売体制の強化 ・販路・発注拡大等を図るため、障がい者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築 ② 指導員の人材育成 ③ 優先調達推進 ④ 農福連携の推進 ・アグリ就労アドバイザー派遣による事業所の技術向上、販路拡大、経営改善等の支援 【成果目標と活動指標】 ・障がい者雇用率の全国順位 ・就労移行支援事業所の就労移行率 ・福祉施設から一般就労への移行者数 ・就労移行支援事業所の利用者数 ・障がい者の平均工賃（月額・時間額）	

大分県障がい福祉計画【第5期】素案の概要（第4章～第6章）

H29.11.7

	内 容		内 容
<p>第4章 障がいのある子どもと家庭への支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>第1期 障がい児 福祉計画</p> </div>	<p>1 障がいのある子どもへの支援 ～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～</p> <p>(1) すべての障がい児への支援</p> <p>①乳幼児期</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 早期発見・早期療育のための乳幼児健診の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の疾病や障がいの早期発見による適切な治療や療育の実施 イ 身近な地域での支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した児童発達支援、保育所等訪問などの支援体制の充実 ウ 保育所等への受入れ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育コーディネーターとの連携による支援 エ 相談支援ファイルの活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・就学時における確実な情報の引継を念頭に置いた、乳幼児期からの相談支援ファイルの活用推進 <p>②就学期</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相談支援ファイルの活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの支援情報等の確実な引継による適切な教育支援の推進 イ 障がいの状態等に応じたきめ細かな教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター等と各支援機関との連携強化による支援計画の充実 ウ 身近な地域での支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した放課後等デイサービスなどの支援体制の充実 エ 放課後児童クラブへの受入れ支援 オ 学校卒業（就労）に向けた支援 カ 市町村と連携した施設入所児童の自立支援 <p>③地域における支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 各関係機関の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・支援に関わる保健、医療、福祉、教育、労働等各機関の情報共有と連携 ・地域の相談及び療育拠点である児童発達支援センターの機能強化 イ 巡回療育相談や訪問指導、施設支援指導等の実施（地域療育等支援事業） ウ 支援の充実を図るための事業所職員の能力向上 エ 県及び市町村自立支援協議会の活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決のための専門部会等の活用 	<p>第4章 障がいのある子どもと家庭への支援</p> <p>第5章 地域生活支援事業及び障がい福祉サービス量の見込み</p> <p>第6章 計画の推進に向けて</p> <p>参考資料</p>	<p>(2) 発達障がい児等への支援</p> <p>①発達障がい児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントツール（M-CHAT）の導入推進による乳幼児健診でのスクリーニング精度の向上、5歳児健診及び発達相談の充実 ・発達障がい早期診断体制の強化（発達障がい対応力向上研修）と連携促進 <p>②重症心身障がい児への支援</p> <p>③医療的ケア児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の充実に向けた保健、医療、福祉、教育等各分野による連携強化 <p>④強度行動障がいを有する子どもへの支援</p> <p>⑤虐待を受けた障がい児への支援</p> <p>2 障がいのある子どもの家庭への支援</p> <p>①家族の負担軽減と子どもの多様な体験と余暇活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した短期入所や放課後等デイサービスの充実 <p>②家族の気持ちに寄り添った支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンターの派遣（養成）による孤立感や心理的負担の軽減（発） ・ペアレントプログラム（子どもへの関わり方等を学ぶ研修会）の実施 <p>③相談支援従業者の相談支援技術の向上</p> <p>【成果目標と活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達相談支援につながった未就学児数 <p>㊦ 健診におけるアセスメントツールの活用状況</p> <p>㊦ ペアレントメンター養成数</p> <p style="text-align: right;">（㊦：新規取組項目）</p> <p>1 地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の実施の考え方 ・県の必須事業 ・県の主な任意事業 <p>2 障がい福祉サービス量の見込み</p> <p>各障がい福祉サービスごとのH28実績及びH30～H32見込み</p> <p>1 進行管理体制の確立</p> <p>2 計画の点検・評価の方策</p> <p>国の基本的な指針等 用語解説</p>

大分県障がい福祉計画

【 第 5 期 】

(素案：第 1 ～ 第 4 章)

平成 2 9 年 1 1 月
大分県

目 次

第1章 計画の趣旨等

1	計画の趣旨と性格	2
2	計画期間等	3
3	圏域の設定	3

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

1	大分県の障がい者の状況	5
	(1) 各種手帳所持者数の推移	5
	(2) 県内の障がい者数	5
2	第4期計画の進捗状況及び今後の課題	
	(1) 福祉施設からの地域生活移行－施設入所者数の削減－	7
	(2) 福祉施設からの地域生活移行－地域生活移行者数－	7
	(3) 精神科病院からの地域生活移行	8
	(4) 福祉施設から一般就労への移行者数	9
	(5) 就労移行支援事業所の就労移行率	9
	(6) 障がい者雇用率全国順位	10
	(7) 障がい者の平均工賃（月額・時間額）	10
	(8) 発達相談支援につながった未就学児数	11

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

1	障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	13
	(1) 障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進	13
	(2) サービス提供基盤の整備	15
	(3) 地域生活への支援	16
	(4) 芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進	18
2	障がい者の就労支援	22
	(1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実	22
	(2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実	23

第4章 障がいのある子どもと家庭への支援

1	障がいのある子どもへの支援	27
	(1) すべての障がい児への支援	27
	(2) 発達障がい児等への支援	29
2	障がいのある子どもの家庭への支援	31

第5章 地域生活支援事業及び障がい福祉サービス量の見込み

1 地域生活支援事業	33
2 障がい福祉サービス量の見込み	37

第6章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制の確立	51
(1) 関係機関との連携	51
(2) 市町村との連携	51
2 計画の点検・評価の方策	51

参考資料

- ・ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）
- ・ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の概要
- ・ 大分県障害者施策推進協議会
- ・ 大分県自立支援協議会

用語解説

第 1 章

計画の趣旨等

1 計画の趣旨と性格

■障害者総合支援法に基づく県障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条で、都道府県は、国の定める基本指針に即して都道府県障がい福祉計画を定めることが義務づけられています。

本計画は、障がい福祉サービスの提供体制の確保等、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

■児童福祉法に基づく県障がい児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正（平成28年6月3日公布、平成30年4月1日施行）により新たに規定された第33条の22で、都道府県は、国の定める基本指針に即して当道府県障がい児福祉計画を定めることが義務づけられました。

本計画は、障がい児福祉サービスの提供体制の確保など、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

■大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画

本計画は、大分県政運営の指針である大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として、障がい者施策に関する具体的な実施計画として定めたものです。

■大分県障がい者基本計画第4期の具体的な実施計画

本計画は、大分県障がい者基本計画第4期（平成25年度策定。以下「基本計画」という。）のうち、主として障がい福祉サービスに関して、具体的な実施計画として定めたものです。

■成果目標・活動指標の設定及び施策の推進

・成果目標と活動指標の設定

基本指針に即し、成果目標と活動指標を設定して目標値の達成を目指します。

・施策の推進

目標値を達成するための具体的な施策を推進します。

2 計画期間等

■大分県障がい福祉計画（第5期）の計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

■計画の見直しについて

- ・毎年度、成果目標等に関する実績を把握して分析や評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等を行います。また、その際には、大分県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととします。
- ・大分県障害者施策推進協議会に対する報告や同協議会における主な意見については、県のホームページに掲載し、情報提供していきます。

3 圏域の設定

■障がい福祉圏域

本計画における障がい福祉圏域は、第4期計画に引き続き、二次医療圏域との整合を図り、以下のとおりとします。

圏域名	構成市町村
東 部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中 部	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南 部	佐伯市
豊 肥	豊後大野市、竹田市
西 部	日田市、九重町、玖珠町
北 部	中津市、豊後高田市、宇佐市

第2章

障がい福祉施策の現状及び課題

1 大分県の障がい者の状況

(1) 各種手帳所持者数の推移

- ・ 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は62,720人(平成28年度末)で、平成18年度と比較すると2,952人減っており、年々減少傾向にあります。

- ・ 療育手帳の所持者数

療育手帳の所持者数は9,970人(平成28年度末)で、平成18年度と比較すると2,029人増加しています。特に中軽度の児童が大きく増えています。

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、8,153人(平成28年度末)で、平成18年度と比較すると4,409人増えています。年々増加傾向にあり、特に2級及び3級の所持者が大きく増加しています。

(2) 県内の障がい者数

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた62,720人です。

- ・ 知的障がい者については、全てが療育手帳の交付を受けているわけではないため、その実数を把握することはできませんが、国の研究報告における知的障がいの出現率は人口の約1.02%とされており、それによると本県では、約12,000人の知的障がい者がいると推計されます。

- ・ 精神障がい者についても、全てが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてはいませんが、入院及び通院治療を受けている人は37,471人(平成28年6月30日現在)となっています。

- ・ 上記から、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の合計は約112,000人となり、県民の約10人に1人は障がいがあると推計されます。

- ・ その他、平成25年4月から、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」(難病患者等)が、障害者総合支援法における障がい者と規定されています。なお、特定医療費(指定難病)受給者は、10,545人(平成28年度末)となっています。

- ・ 上記障がい者のうち、18歳以上である者を障害者総合支援法における「障がい者」、18歳未満の者を児童福祉法第4条第2項における「障がい児」と規定しています。

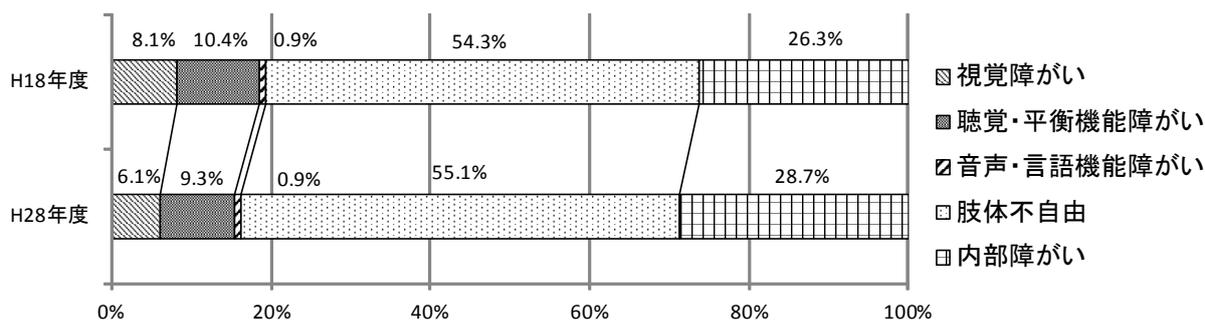
① 障がい者手帳所持者数の推移表

(単位：人)

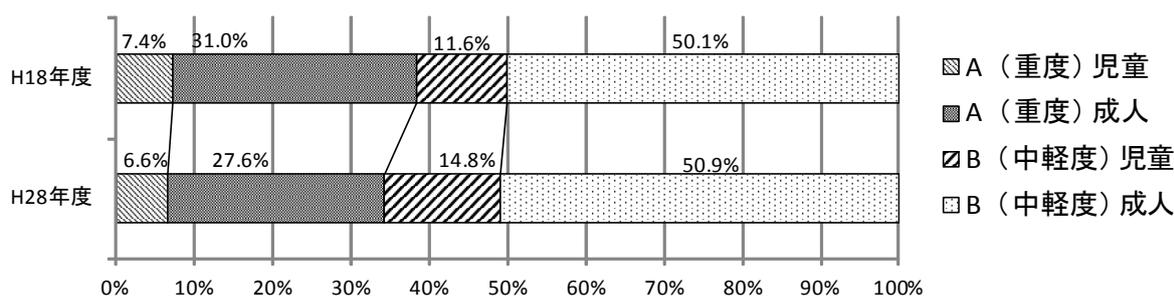
	H18年度	H26年度	H27年度	H28年度
身体障害者手帳交付者	65,672	64,410	63,915	62,720
視覚障がい	5,321	4,075	3,951	3,801
聴覚・平衡機能障がい	6,801	6,043	5,903	5,815
音声・言語機能障がい	623	583	581	572
肢体不自由	35,649	35,629	35,335	34,534
内部障がい	17,278	18,080	18,145	17,998
療育手帳交付者	7,941	9,383	9,691	9,970
A (重度)	3,046	3,310	3,390	3,417
児童	587	686	697	663
成人	2,459	2,624	2,693	2,754
B (中軽度)	4,895	6,073	6,301	6,553
児童	919	1,310	1,425	1,478
成人	3,976	4,763	4,876	5,075
精神障害者保健福祉手帳交付者	3,744	7,164	7,677	8,153
1級	379	412	424	429
2級	2,739	5,175	5,473	5,691
3級	626	1,577	1,780	2,033

② 各障がい者手帳所持者内訳 (割合の推移)

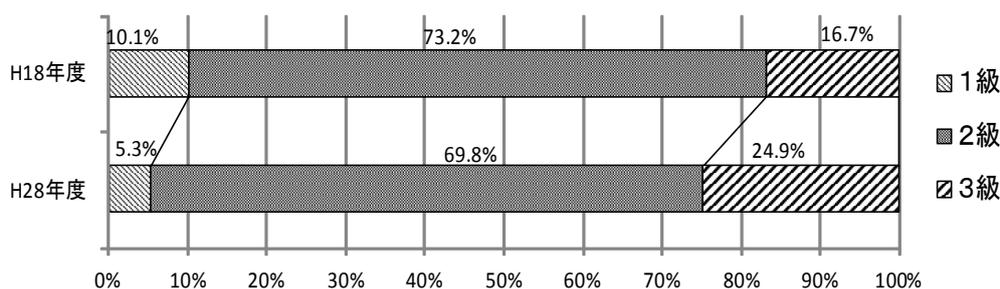
ア 身体障害者手帳交付者



イ 療育手帳交付者



ウ 精神障害者保健福祉手帳交付者



2 第4期計画の進捗状況及び今後の課題

第4期計画においては、国の基本指針を踏まえて障がい福祉サービスに関する数値目標を設定しました。以下はその概要と進捗状況です。

(1) 福祉施設からの地域生活移行－施設入所者数の削減－

【数値目標及び実績】 達成率 48.1%				国の指針
対象者(H25年度末の施設入所者)	1,959	人		H25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを目標とする。
【目標】H29年度末までの削減数	79	人	4.0%	
【実績】H28年度末までの削減数	38	人	1.9%	

【進捗状況】

- ・3年間の達成目標に対する2年目の実績は、削減数38名(平成28年度末)で、達成率は48.1%となっています。
- ・未達成の原因として、障がい者の住まいに関するハード面の整備の遅れ、緊急時における支援体制や地域の理解といったソフト面での環境整備の遅れ、障がい者の高齢化や重度化、親の高齢による介護の困難な障がい者の増加等があげられます。

【今後の課題】

- ・グループホームの整備など住まいの場の一層の拡充を図るとともに、家族や地域等の理解促進を図るための啓発活動の推進を行う必要があります。

(2) 福祉施設からの地域生活移行－地域生活移行者数－

【数値目標及び実績】 達成率 25.5%				国の指針
対象者(H25年度末の施設入所者)	1,959	人		H25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを目標とする。
【目標】H29年度末までの地域生活移行者数	235	人	12.0%	
【実績】H28年度末までの地域生活移行者数	60	人	3.1%	

【進捗状況】

- ・3年間の達成目標に対する2年目の実績は、地域生活移行者数60名(平成28年度末)で、達成率は25.5%となっています。
- ・未達成の原因としては、(1)と同様と考えられます。

【今後の課題】

- ・グループホームの整備など住まいの場の一層の拡充を図るとともに、家族や地域等の理解促進のための啓発活動を推進をする必要があります。

(3) 精神科病院からの地域生活移行

①入院後3か月時点の退院率

【数値目標及び実績】			達成率 76.9%	国の指針
【目標】入院後3か月時点の退院率(H29年度)	64.0	%		H29年度における、入院3か月時点の退院率を64%以上とすることを目標とする。
【実績】入院後3か月時点の退院率(H28年度)	49.2	%		

②入院後1年時点の退院率

【数値目標及び実績】			達成率 91.5%	国の指針
【目標】入院後1年時点の退院率(H29年度)	91.0	%		H29年度において、入院1年時点の退院率を91%以上とすることを目標とする。
【実績】入院後1年時点の退院率(H28年度)	83.3	%		

③入院1年以上の在院者数

【数値目標及び実績】				達成率 17.9%	国の指針
H24年6月末時点1年以上の在院者数	3,418	人		H29年6月末時点の長期在院者数をH24年6月末時点から18%以上削減することを目標とする。	
【目標】H29年6月末時点1年以上の在院者数	2,802	人	18.0%		
【実績】H28年6月末時点1年以上の在院者数	3,308	人	3.2%		

【進捗状況】

- ・入院後3か月及び入院後1年時点における退院率は、それぞれ49.2%、83.3%（平成28年6月30日時点）となっています。
入院後1年が社会復帰を促進する重要なポイントと言われていますが、本県の退院率は全国平均に比べ低い状況です。
- ・1年以上の長期入院患者数は、平成25年6月30日時点で3,420人、平成28年6月30日時点で3,308人と約100人減少しています。

【今後の課題】

- ・地域生活移行が進まない原因として、地域生活移行支援制度の周知不足、支援者の連携不足及び退院後の受け皿不足等様々な課題が挙げられます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数

【 数値目標及び実績 】	達成率 57.6%	国の基本指針	
年間一般就労移行者数(H24年度)	86	人	H29年度中に福祉施設から一般就労する者を、H24年度実績の「2倍以上」とする。
【目標】年間就労移行者数(H29年度)	172	人	
【実績】年間就労移行者数(H28年度)	99	人	

【進捗状況】

- ・ 一般就労移行者数は、第3期から連続して約10%増となっています。今後さらなる取組の推進を行う必要があります。

【今後の課題】

- ・ 障がい者雇用アドバイザー等による就労可能な障がい者と企業等とのマッチングの更なる取組や企業に対する仕事の切り出しの助言等を行う必要があります。
- ・ 障害者就業・生活支援センター等との定期的な意見交換による情報共有の強化を図るとともに各福祉施設へのタイムリーな就労情報の提供を行う必要があります。

(参考)

◎ 福祉施設からの一般就労者数の推移

(単位:人)

	第1期			第2期			第3期			第4期	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年間一般就労移行者数	36	60	64	64	72	87	86	88	91	101	99
目標達成率	39.1%	65.2%	69.6%	69.6%	78.3%	94.6%	93.5%	95.7%	97.8%	58.7%	57.6%

(5) 就労移行支援事業所の就労移行率

【 数値目標及び実績 】 達成率 53.6%

【目標】H29年度の就労移行率が3割以上の事業所の率	50%	
【実績】H27年度の就労移行率が3割以上の事業所の率	26.8%	【参考】 調査対象施設:41施設 就労移行が3割以上の施設:11施設

【進捗状況】

- ・ 就労移行率が3割以上の事業所は、前年比で5施設増加しています。

【今後の課題】

- ・ (4)と同様に、障がい者雇用アドバイザー等による就労可能な障がい者と企業等とのマッチングの更なる取組や企業に対する仕事の切り出しの助言等を行う必要があります。
- ・ 障害者就業・生活支援センター等との定期的な意見交換による情報共有の強化を図るとともに各福祉施設へのタイムリーな就労情報の提供を行う必要があります。

(6) 障がい者雇用率全国順位

【数値目標及び実績】 **達成率 95.7%**

障がい者雇用率(H25年度)	5	位	【参考】 身体1.67(1位)、知的0.38(33位)、精神0.10(16位)
【目標】障がい者雇用率(H29年度)	1	位	
【実績】障がい者雇用率(H28年度)	3	位	【参考】 身体1.72(1位)、知的0.54(19位)、精神0.20(15位)

【進捗状況】

- ・ 障がい者雇用率は2.46%で、**全国第3位**となっています。

【今後の課題】

- ・ 知的障がい者と精神障がい者の雇用は伸びているものの、さらなる取組の**推進**を行う必要があります。
- ・ 法定雇用率の**引き上げ(平成30年4月から2.2%)**に伴う新たな対象企業に対し、障がい者の特性に応じた仕事の切り出しの助言や障がい者とのマッチングの働きかけ等を行う**必要があります**。

(7) 障がい者の平均工賃（月額・時間額）

【数値目標及び実績】	月額	時間額		達成率	
平均工賃(H25年度)	15,869	207	円	月額	時間額
【目標】平均工賃(H29年度)	17,773	232	円		
【実績】平均工賃(H28年度)	16,823	233	円	94.7%	100.4%

【進捗状況】

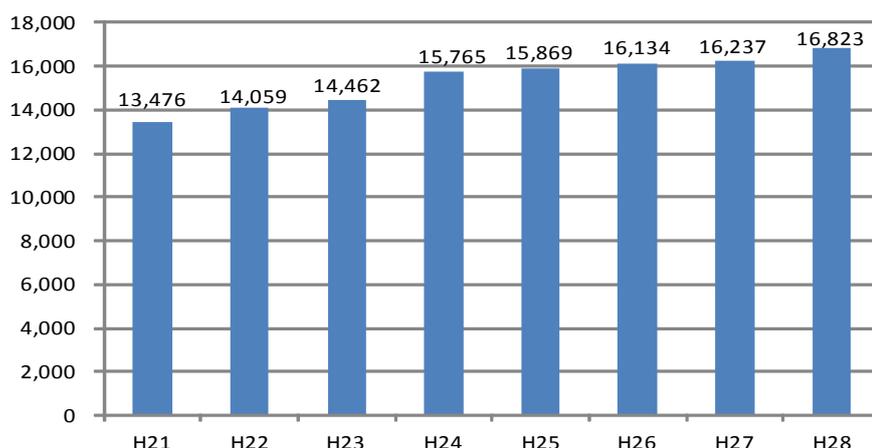
- ・ 平均工賃は、**月額・時間額ともに**着実に伸びていますが、平均工賃月額は目標を**達成していません**。

【今後の課題】

- ・ 共同受注組織の**確立**や人材の**育成を進める必要があります**。
- ・ 農福連携の**拡大**や障がい者優先調達**の着実な推進を行う必要があります**。
- ・ **特に個別事業所における障がい者の能力向上を図る必要があります**。

(参考) 平均工賃月額推移

(単位：円)



(8) 発達相談支援につながった未就学児数

【数値目標及び実績】 達成率 73.1%

発達相談支援につながった未就学児数(H25年度)	407	人	
【目標】発達相談支援につながった未就学児数(H28年度)	632	人	5歳児推計人口の6.5%
【実績】発達相談支援につながった未就学児数(H28年度)	462	人	5歳児健診等で専門医等の診断を受けた児童数

【進捗状況】

- 発達障がいのある5歳児全員が発達相談を受けることを目標としており、目標数値には届いていませんが、発達相談支援につながった子どもは着実に増加しています。

【今後の課題】

- 障がいのある子どもが、将来、社会参加しやすくするためには、早期から障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、その障がいに応じた適切な支援を行うことは非常に重要です。特に、外見からは気づかれにくい発達障がいのある子どもについては、現状の1歳6か月及び3歳児健診の限られた時間では発見が難しいため、5歳児健診や発達相談会等により早期に把握する必要があります。

第3章

障がい者が地域で心豊かに
暮らし働ける社会づくりの推進

基本的施策の方向性

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、3障がい（身体、知的、精神）共通の制度として、障がい福祉サービスの提供や身近な市町村における一元的なサービス提供が盛り込まれました。その後、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、地域社会における共生の実現等が基本理念として掲げられました。

その他、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号、以下「差別解消法」という。）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）等の法整備が進められ、本県においては、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、平成28年4月から「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

今回、第4期障がい福祉計画の進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進するため、障害者総合支援法第89条に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする「第5期大分県障がい福祉計画」を策定します。

また、平成28年5月に改正された児童福祉法第33条の22に基づき、障がいのある子どもと家庭への支援を推進するため、「第1期大分県障がい児福祉計画」を併せて策定することとします。

具体的施策及び成果目標・活動指標

これまでの取組と課題を踏まえ、今後、以下の施策を推進します。

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

（1）障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進

- ①「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上

ア 啓発・広報活動の推進

- ・平成28年4月制定の「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」について、県民の理解促進を図ります。

- ・企業・業界団体等の会議、研修会に職員が出向き、条例の理解を深めるための説明を行います。また、障害者週間（12月3日から9日）に開催する「障がい者週間福祉大会」や、発達障害者週間（4月2日から8日）に行われる自閉症啓発行事など、あらゆる機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。
- ・県広報誌・広報番組を活用した広報を行うほか、市町村が実施する障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業や市町村広報誌による周知など、市町村と連携し、地域住民への啓発を行います。
- ・大分県社会参加推進センターが実施する「障がい者・児秋の交歓会」など、地域住民との交流を行う事業については、更なる交流機会の拡大を図るため、主催者と連携し、事業内容や広報活動の見直しを行うなど、事業のより一層の充実に努めます。

イ 合理的配慮の推進

- ・障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が加重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者に対する点訳・音訳奉仕員、手話通訳者要約筆記者の養成に取り組みます。また遠隔手話通訳サービスなどICT技術を活用した新たな意思疎通支援にも取り組みます。
- ・障がい者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入りビデオライブラリーの制作や点字印刷物など障がい者のニーズに応じた情報提供の取組を支援し、また、必要な時に必要な情報を円滑に手に入れることができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。
- ・内部障がいや難病の方など、外見からは障がいのあることがわからなくても援助や配慮を必要としている方々のためにヘルプカードを作成・配布し、その周知・啓発に取り組みます。

ウ 相談支援体制の充実

- ・障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に対処するため、権利擁護に係る常設相談窓口として、大分県障がい者差別解消・権利擁護センターにおいて、弁護士等専門家による問題解決のための助言、指導を行います。

エ 「親なき後」への取組

- ・障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なき後」への不安を軽減するため、グループホームの整備促進や就労支援の推進等、障がい者が地域で安心して暮らし働ける環境づくりを推進します。

② 障がい者に対する虐待の防止

- ・平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行後、障がい者の権利利益の擁護を図るために、大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターの設置による通報・相談体制の整備や、キャンペーン活動等による普及啓発、さらに、障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を支援します。
- ・市町村、労働局、県警と緊密に連携して、虐待通報に適切に対応することで、障がい者虐待の芽の早期摘み取りを図ります。
- ・家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあるため、市町村と連携し、相談及び助言などを通じた支援に努めていきます。

(2) サービス提供基盤の整備

- ・障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続的に送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護等の訪問サービスや生活介護、就労継続支援等の通所系サービスの提供体制の整備を推進します。

① 各種研修の実施

- ・相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修などを通じて、有資格者の育成及び資質向上を図っていきます。

② 第三者評価の促進

- ・障がい福祉サービス事業者に対して、福祉サービス第三者評価機関による第三者評価の導入を促し、サービスの質の改善を図ります。

③ 事業者における苦情解決体制の整備

- ・福祉サービス事業者は、利用者又はその家族からの苦情に迅速・適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置することとしていますが、事業者における苦情解決の体制が有効に機能し、サービスの質の向上につながるよう、事業者に対する適切な助言、指導を行います。

④ 障がい福祉サービス等の情報公開制度の導入

- ・障がい福祉サービス等の利用を考えている障がい者やその家族が適切な事業所を選択できるよう、事業所等の所在地、営業時間、事業内容、障がい福祉サービスの具体的な取組状況等を独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMNET）の「障害福祉サービス事業所検索システム」で公表します。

（３）地域生活への支援

① 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を**目指し、取組を進めます。**
- ・長期入院**中**の精神障がい者や入院後６か月未満の短期入院患者の地域**生活**移行、地域定着に向けて、大分県自立支援協議会に設置する地域移行専門部会や精神障がい者地域移行ワーキングにおいて、地域**生活**移行に関する諸課題の把握や対応策の検討を**進める**とともに、市町村自立支援協議会への指導・助言を通じ、精神障がい者等の地域**生活**移行の推進を図ります。
- ・精神科病院スタッフ（医師、看護師、精神保健福祉士等）や地域で支援を行う市町村、相談支援事業所、地域包括支援センターなどに対し、地域**生活**移行支援に向けた理解を深める研修**会**等を実施し、支援の質の向上を図ります。
- ・県内６圏域にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業者など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び**地域生活**を継続するための支援を推進します。
- ・保健所においても、精神障がい者の措置入院や医療保護入院等の入院時から、病院その他関係機関と連携し、地域**生活**移行に向けて、積極的に情報交換や支援に携わっていきます。
- ・相談支援専門員や地域移行専門部会の構成員を地域リーダーとして育成し、地域**生活**移行の推進を図ります。
- ・**認知症など入院の必要性を考慮した上で、退院可能な条件の整った**精神障がい者の地域**生活**移行を推進するため、家族や地域等の理解の促進、住まいの場の確保、地域定着支援の体制整備に取り組みます。
- ・県精神科病院協会をはじめ関係機関の協力のもと、精神科救急医療**体制**の更なる充実に努めます。

② 発達障がい者への支援

- ・発達障がい者支援体制検討会議等を通じ、「発達障がい者支援に係る実態調査」結果等による課題把握や効果的な支援体制の構築等を推進します。
- ・大分県発達障がい者支援センターを運営し、発達障がい者地域支援マネージャーによる生活支援や大分障害者職業センター及び障がい者就業・生活支援センター等と連携した就労支援などの取組を推進します。

③ グループホーム等地域生活における住まいの場の整備促進

- ・障がい者の地域における多様な暮らしを支援するため、障がい特性に対する県民の理解促進に努め、グループホーム（共同生活援助）をはじめ公営住宅、民間アパートなど住まいの場の整備を促進します。
- ・特に、グループホームについては、市町村と連携し、各地域のニーズに沿った施設整備に対する支援や公営住宅の活用等によって整備促進を図ります。

④ 地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援

- ・各市町村が地域生活支援拠点等の整備について検討する際に、広域的な見地から検討状況等の聞き取りを行い、障がい福祉計画との調整を図るとともに、必要に応じて支援を行います。

⑤ 矯正施設から退所した障がい者への支援

- ・平成22年6月に設置した大分県地域生活定着支援センターを中心に、刑務所等出所の前段階から、司法・福祉関係機関と支援ネットワークを構築し、出所後直ちに福祉サービスの利用につなげることで、更生・社会復帰を支援しています。

⑥ 災害時に配慮を要する障がい者への支援

- ・社会福祉協議会と協働し、災害時に配慮を要する障がい者等を支える地域づくり等を推進します。
- ・障がい者等の要配慮者への支援を進めるため、福祉避難所に指定された施設が発災時に、迅速に避難所を開設し適切に運営できるよう、人材や物資の対策を平時から進めるなど、市町村と連携し、福祉避難所の運営能力の強化に取り組みます。
- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、更なる要配慮者の避難場所の確保や、要配慮者を支える福祉人材の育成に取り組みます。

⑦ 移動に対する支援

- ・平成30年4月から県内路線バスにおいて、精神障がい者に対する割引制度が導入されます。今後もJRやタクシー等の公共交通機関に対して、身体、知的、精神の3障がいと同じ取扱いとなるよう、精神保健福祉会等と連携し、精神障がい者に対する割引制度の導入について、理解と協力を求めています。

(4) 芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進

① 障がい者スポーツの振興

- ・幼少期から生涯を通じて、障がい者が身近な地域で気軽にスポーツに親しみながら、多彩な各種スポーツ大会へ参加する機会を享受できるよう、大分県障がい者体育協会や大分県障害者スポーツ指導者協議会と連携し、障害の有無に関わらず、誰もがともに楽しめるスポーツの普及を進めます。
- ・昭和36年に全国に先駆けて開催された、大分県身体障害者体育大会以降、長い歴史を持つ「大分県障がい者スポーツ大会」を通じて、県内各地の障がい者（児）の自立と社会参加をさらに促進するとともに、優秀選手を「全国障害者スポーツ大会」に派遣し、障がい者の競技力の向上につなげます。
- ・障がい者スポーツの振興に取り組む各種団体の競技会開催や、九州大会など上位大会への選手派遣を支援し、障がい者（児）の競技参加への機会を拡充します。
- ・1981年の国際障害者年以降、毎年開催され、世界最高峰のレースに成長した「大分国際車いすマラソン大会」のさらなる充実を図り、障がい者スポーツへの県民理解を深めるとともに、障がい者自身のスポーツへの意欲を高め、自立と社会参加を促進します。
- ・2020年に開催予定の東京パラリンピックなど、世界のトップレベルを目指す郷土の障がい者アスリートの競技活動を支援し、競技力向上を図るとともに、次世代の競技者の育成につなげます。

② 障がい者の芸術文化活動に対する支援

- ・平成30年に大分県で初めて全国障害者芸術・文化祭が国民文化祭と一体的に開催されます。
大会では、全国から芸術性の高い作品を募集し展示を行います。県内の障がい者の芸術作品についても優れた作品を発掘し、展示を行うことで、優れた才能を伸ばしていきます。

- ・ 県内全市町村において、障がい者アート事業を開催することから、障がい者が身近な地域において日常の芸術文化活動を発表できる場が創出されます。大会終了後も多くの障がい者が身近な地域で芸術文化活動を楽しむことができ、社会参加の促進に繋がるよう支援します。

【成果目標と活動指標】

1 福祉施設からの地域生活移行

成果目標	活動指標	考え方
平成28年度末現在の施設入所者数	1,895人	
平成29年度～平成32年度の地域生活移行者数	173人	平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目標とする。
平成32年度末の施設入所者数	1,882人	平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減することを目標とする。

(国の活動指標による)

2 精神科病院からの地域生活移行

(1) 入院後3か月時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
H32年度入院後3か月時点の退院率	69%以上	H32年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上とすることを目標とする。

(2) 入院後6か月時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
H32年度入院後6か月時点の退院率	84%以上	H32年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上とすることを目標とする。

(3) 入院後1年時点の在院者数

成果目標	活動指標	考え方
H32年度入院後1年時点の退院率	90%以上	H32年度における入院後1年時点の退院率を90%以上とすることを目標とする。

(4) 1年以上の長期入院患者数

成果目標	活動指標	考え方
H32年度1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	3,021人	H32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
H32年度1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	870人	

((1)～(4) 国の活動指標による)

3 障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

成果目標	活動指標	考え方
H32年度 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	6か所	県内6保健所毎にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活に定着するための支援を推進する。

(国の活動指標による)

2 障がい者の就労支援

(1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

① 企業等に対する障がい者雇用の促進

- ・平成30年4月からの法定雇用率の引き上げにより、新たに障がい者雇用が義務づけられる企業等への訪問を実施し、障がいの特性に応じた仕事の切り出しやマッチング支援などの取組を強化するとともに、障がい者の生活支援、定着支援などを含めたきめ細かい支援を行い、障がい者雇用の促進します。
- ・特別支援学校などによる企業訪問、障がい者雇用応援企業の育成や産業団体との連携により障がい者雇用に対する企業の理解を促進します。

② 障がい者雇入れ体験などによる就労の円滑化

- ・特別支援学校、職業能力開発校などによる職業訓練、能力開発を進めるとともに、障がい者の雇入れ体験を積極的に活用するなど、企業等の障がい者雇用に対する理解を深め、障がい者の就労の円滑化を図ります。

③ 障がい者の定着支援

- ・障がい者が地域で自立した生活するためには、障がい者の就労支援、生活支援、定着支援が行える障害者就業・生活支援センターの役割は重要であり、障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりを進めます。
- ・就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着事業所が企業や関係機関、家族との連絡調整等の支援を行います。

④ 知的障がい者、精神障がい者の雇用促進

- ・知的障がい者、精神障がい者の県庁における職場実習、非常勤職員としての雇用とその後の一般就労に向けた支援に取り組むとともに、同様の取組を県内市町村へ働きかけます。
- ・精神障がい者、発達障がい者等の就労を進め、定着を図るには、雇用する企業等が障がいに対する理解を深める必要があります。精神障がい者、発達障がい者の雇用を希望する企業に対する研修を実施するほか、雇用後の支援を行います。

(2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実

① 共同受注、共同販売体制の強化

- ・ 県内の事業所が共同して営業活動、製品開発、受注などを行う共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障がい者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築し、障がい者による製品、商品の紹介や販売の場の提供に努め、販路・発注拡大を図ります。

② 指導員の人材育成

- ・ 地域毎のリーダーを中心として人材育成を図るとともに、事業所間のネットワークの構築により工賃向上の担い手づくりを進めます。

③ 優先調達の推進

- ・ 「**障害者優先調達法**」に基づき、調達目標を設定して積極的に推進するとともに、県内市町村にも引き続き優先調達の働きかけを行います。

④ 農福連携の推進

- ・ 農業に取り組む事業所にアグリ就労アドバイザーを派遣し、事業所の技術向上、販路拡大、経営改善等を支援し、工賃向上を図ります。また、障がい者就労施設への農業専門家等の派遣や、地域の農家支援による農福連携により工賃向上を図ります。

【成果目標と活動指標】

1 障がい者雇用率の全国順位

成果目標	活動指標	参 考
H28年度順位	3位	身体1.72(1位)、知的0.54(19位)、精神0.20(15位)
H32年度順位	1位	

2 就労移行支援事業所の就労移行率

成果目標	活動指標	考 え 方
平成28年度 就労移行率が 3割以上の事業所の率	26.8%	【参考】 調査対象施設:41施設 就労移行が3割以上の施設:11施設
平成32年度 就労移行率が 3割以上の事業所の率	50.0%	平成32年度において、就労移行支援事業所のうち、 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上と することを目標とする。

(国の活動指標による)

3 福祉施設から一般就労への移行者数

成果目標	活動指標	考 え 方
平成28年度 一般就労移行者数	99人	
平成32年度 一般就労移行者数	149人	平成32年度中に福祉施設から一般就労に移行した者の数を、 平成28年度実績の1.5倍以上とする。

(国の活動指標による)

成果目標	活動指標	考 え 方
①公共職業安定所経由による福祉 施設利用者の就職件数	149人	公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般 就労する人数
	100%	
②障がい者の態様に応じた多様な 委託訓練事業の受講者数	45人	障がい者委託訓練の受講者数
	30%	
③障がい者雇用試行雇用(トライア ル雇用)事業の開始者数	75人	障がい者試行雇用事業の開始者数
	50%	
④職場適応援助者(ジョブコーチ)に よる支援の対象者数	75人	職場適応援助者支援の利用者数
	50%	
⑤障害者就業・生活支援センター事 業の支援対象者数	149人	障害者就業・生活支援センター事業の対象者数
	100%	

4 就労移行支援事業所の利用者数

成果目標	活動指標	考え方
H28年度末就労移行支援事業利用者数	352人	
H32年度末就労移行支援事業利用者数	423人	H32年度末における利用者数がH28年度末における利用者数の2割以上増加させることを目標とする。

(国の活動指標による)

5 障がい者の平均工賃（月額・時間額）

成果目標	活動指標	考え方
H28年度 工賃月額(月額・時間額)	16,823円(233円)	
H32年度 工賃月額(月額・時間額)	18,841円(261円)	年率3%の伸び率を維持

第4章

障がいのある子どもと 家庭への支援

【第1期 障がい児福祉計画】

基本的な施策の方向性

障がい児支援では、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点が必要です。このため、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めます。

また、子どもの成長段階に応じて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりも進めます。

障がいのある子どもの家族は、障がいの受容や周囲の無理解に悩み、子どもの今後の発達等に不安を抱えているため、家族に寄り添った支援を行います。

さらに、障がい児支援により、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、子育て支援施策等の活用を通じた地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

具体的施策及び成果目標・活動指標

これまでの取組と課題を踏まえ、今後、以下の施策を推進します。

1 障がいのある子どもへの支援

～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

(1) すべての障がい児への支援

①乳幼児期

ア 早期発見・早期療育のための乳幼児健診の充実

- ・乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、県の母子保健担当課と連携しながら、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。

イ 身近な地域での支援体制の充実

- ・在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

ウ 保育所等への受入れ支援

- ・保育所において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修に取り組みます。

- ・ 保育所等における障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ・ 保育コーディネーターと連携して、障がい児の支援に取り組みます。

エ 相談支援ファイルの活用推進

- ・ 就学時における確実な情報の引継ぎを念頭に置き、各機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援に繋げるよう、相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。

②就学期

ア 相談支援ファイルの活用推進

- ・ 乳幼児健診の情報や今まで受けてきた支援等の内容を学校に引き継ぎ、これまでの経過を踏まえた適切な教育支援に繋げるよう、相談支援ファイルの周知、配布及び活用を推進します。

イ 障がいの状態等に応じたきめ細かな教育支援

- ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒については、個別の教育支援計画に基づく一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育支援が行われるよう、また、学校等以外の時間帯でも必要な支援が行われるよう、児童発達支援センターなどの障がい児支援機関と、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援学校の巡回相談担当者との連携を強化します。

ウ 身近な地域での支援体制の充実

- ・ 在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

エ 放課後児童クラブへの受入れ支援

- ・ 放課後児童クラブ指導員の、障がい児への対応や保護者に対する支援等について研修を充実し、放課後児童クラブでの障がい児の受入れを支援します。

オ 学校卒業（就労）に向けた支援

- ・ 特別支援学校、大分障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターなどの就労機関と連携して就労支援を進めます。

カ 市町村と連携した施設入所児童の自立支援

- ・施設に入所している障がい児に対して、18歳になっても継続した支援が受けられるよう、市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能を強化するなど支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を促進します。

③地域における支援体制の整備

ア 各関係機関の連携強化

- ・障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする、障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、労働等の各機関のネットワークづくりを進めます。

イ 巡回療育相談や訪問指導、施設支援指導等の実施 (地域療育等支援事業)

- ・在宅の障がい児が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障がい児施設等の有する療育機能を活用し、保健所と連携して、巡回療育相談や訪問指導、施設支援指導等を行います。

ウ 支援の充実を図るための事業所職員の能力向上

- ・障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図るため、国が示す「児童発達支援ガイドライン」等の内容も踏まえながら、事業所職員の能力向上のための研修を実施します。

エ 県及び市町村自立支援協議会の活動の充実

- ・地域の課題解決のため、県及び市町村自立支援協議会における専門部会等の活用など活動の充実を図ります。

(2) 発達障がい児等への支援

①発達障がい児への支援

- ・法定健診（1歳6か月児健診・3歳児健診）におけるアセスメントツール（M-CHAT）の導入推進によりスクリーニング精度の向上を図ります。
- ・早期の気づきから早期の相談支援につながるよう、5歳児健診・発達相談における保健相談、心理相談、教育相談などの実施内容の充実に努めます。

- ・発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を目指し、小児科医・精神科医・かかりつけ医等を対象に発達障がいに関する基礎知識習得のための研修を実施します。
- ・医療機関を含む関係機関の連携強化、新たな情報共有のしくみづくりを進めることで、診察待ち期間の軽減を目指します。

②重症心身障がい児への支援

- ・重症心身障がい児とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活の実現のため、市町村自立支援協議会を中心とした地域の主体的な問題解決ができるよう支援します。

③医療的ケア児への支援

- ・医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。
- ・このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備を行います。

④強度行動障がいを有する子どもへの支援

- ・強度行動障がいを有する児童は、ひどい自傷や他害、激しいこだわりやもの壊しなどの重い行動障がいを頻繁に示し、支援が困難です。特別に配慮された支援が必要であるため、専門的な研修の実施により適切な支援を行う人材を育成します。

⑤虐待を受けた障がい児への支援

- ・養育者によっては、障がいのある子どもに対し何らかの育てにくさを持つことがあり、虐待に至るおそれがあるため、関係機関とも連携して、虐待の未然防止に努めます。
- ・虐待を受けた障がい児を発見した場合は、児童相談所や市町村と連携し、早期の支援を行います。

2 障がいのある子どもの家庭への支援

【具体的施策】

①家族の負担軽減と子どもの多様な体験と余暇活動の充実

- ・ 家族の介護負担等の軽減と子どもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所の充実を図ります。

②家族の気持ちに寄り添った支援

- ・ 親の会など家族団体は、同じ障がいのある子どもの親同士が気軽に本音を言い合え、情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族会主催行事の情報を広く提供するほか、家族同士の交流や研修会など、家族団体の活動を支援します。
- ・ 障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターを養成及び活用し、保護者の孤立感や負担を軽減できるように取り組みます。
- ・ 発達障がい児の保護者に対し、障がいに対する理解と子どもへの関わり方を学ぶ研修会（ペアレントプログラム）を実施します。

③相談支援従業者の相談支援技術の向上

- ・ 家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の活動を充実させ、また、相談支援事業従事者の相談支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族に対する相談支援の充実を図ります。

【成果目標と活動指標】

1 発達相談支援につながった未就学児数

成果目標	活動指標	考え方
発達相談支援につながった未就学児数(H28年度)	462人	5歳児健診等で専門医等の診断を受けた児童数
発達相談支援につながった未就学児数(H32年度)	554人	H28年度10月時点の1歳児(H32年度時点の5歳児)推計人口の6.5%

※発達障がいの疑いのある5歳児全員が発達相談を受けることを目標とする。

2 健診におけるアセスメントツールの活用状況

成果目標	活動指標	考え方
アセスメントツールの導入市町村(H28年度)	5市町村	
アセスメントツールの導入市町村(H32年度)	18市町村	すべての市町村における法定健診への導入を目指す。

3 ペアレントメンター養成数

成果目標	活動指標	考え方
ペアレントメンター養成数(H28年度)	35人	
ペアレントメンター養成数(H32年度)	72人	4種別×3人×6圏域の養成を目標とする。

※4種別…自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい、学習障がい